

## 録音使用許諾条件

1. 株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス（以下、「JRC」という。）が使用を許諾する著作物は、録音使用料請求詳細明細書の権利者確認表示の欄に、JRC の表示がされるものに限定される。
2. 本使用許諾は、いかなる意味においても使用された著作物に関する権利の譲渡を含まない。
3. 本使用許諾は、使用許諾申請者に対してのみ有効であり、この許諾によって得た権利を他に貸出または譲渡できない。
4. 使用許諾申請者は、著作者の許可なく、著作物に替歌を付しあるいは著作物に改ざんその他変更を加えることにより著作者の人格権を侵害してはならない。
5. 使用許諾申請者は、著作物使用申請書の利用の方法、製造数、定価等の申請内容に従って、著作物を使用すること。
6. 使用許諾申請者は、JRC 管理著作物使用の媒体（以下、「許諾媒体」という。）に印刷されるレーベルならびに許諾媒体に添付される印刷物等（容器も含む。）に著作物の原題名、著作者名の表示および許諾マーク、許諾番号を表示すること。
7. 使用許諾申請者は、この許諾以外に JRC 許諾マークを他の媒体に表示しないこと。
8. 使用許諾申請者は、許諾媒体の外国における頒布について、その国の法律に基づき、あらためて権利処理を必要とする場合は、その国の法律に従うこと。
9. 使用許諾申請者は、JRC が許諾媒体の申請内容等を確認するため、その許諾媒体 1 部の提出を求めた場合は、すみやかに提出すること。
10. 管理著作物使用料は、申請後 15 日以内に企画変更または製作中止、その他の理由で使用申し込みの取り消しのあった場合を除き、原則として返金しないものとする。
11. JRC が許諾媒体の製造数その他の調査のため、JRC 社員または JRC の指定する者を派遣したとき、使用許諾申請者は、許諾媒体に関する関係帳簿の閲覧に同意し、かつ調査に必要な便宜を与えること。
12. 上記各項に違反したとき、使用許諾申請者は JRC に対し著作物使用料規定によって算出される使用料の 5 倍に相当する金額を違約金として支払うこと。なお、違反事項が JRC 以外のものに対する権利侵害の結果を発生せしめたとき、使用許諾申請者はその責を負うこと。